

さくら市農業委員会総会議事録（令和7年8月定例総会）

1. 開催日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分から午後2時38分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
- 議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村松	貞往
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事補	小竹	敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

本日の出席委員は 19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

皆さんこんにちは、猛暑の中お疲れ様です。本日、県内農協関係の米の概算金が決まるそうです。先日、全農新潟など3万円を超えていることから、いい金額が出るのかなと楽しみにしています。暑い中、稲刈りの作業に入りますので熱中症等注意して作業に取り組んでください。

ただいまから、さくら市農業委員会8月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。

○1番 古澤一郎 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号1件、第4号2件、計4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といた

しましては議案第2号3件、第4号1件、計4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号3件、第2号1件、第4号2件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

18番の「手塚 裕一」委員、19番の「軽部 喜一」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案1－1》

○議長(七久保)

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲受人の〇〇さんが耕作している状況であり、経営拡大のための売買の案件であります。

地元推進委員23日と現地確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地確認し問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号2番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○12番 石塚 良男 委員

案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この申請は、譲渡人〇〇さんの農地を、譲受人◇◇さんが売買により取得する案件であります。◇◇さんはイチゴ農家で法人化を行っております。今回、農地を取得し規模拡大を計るとともに、ゆくゆくは取得した農地にイチゴの加工所、直売所を建設し六次産業化

を目指しております。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類を確認のうえ現地確認しましたがなんら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○3番 小菅 和彦 委員

参考までに、10a当たりの単価が2枚で違うので、それぞれ面積と金額を教えてください。

○事務局(小竹)

地番***が、△△△㎡で〇〇万円

地番***が、△△△㎡で〇〇万円 となっております。

○3番 小菅 和彦 委員

県道に接しているからとか、特に場所的な要件は無いですね。

○事務局(小竹)

はい、ありません。

○議長(七久保)

外に質問等ありませんか。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案1－3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号3番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図1-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人〇〇さん、譲受人◇◇ということで、経営規模拡大するための売買の案件であります。現在は耕作されてはいないようであります。

23日に地元推進委員と現地確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地確認して問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号4番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

1－3の隣で同様の案件になります。

23日に地元推進委員と現地確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地確認して問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号4番については、原案どおり承認されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案2－1》

○議長(七久保)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存敷地の拡張 既存施設の面積の2分の1を超えないもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○11番 小林 義和委員

案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

賃貸人〇〇さん、賃借人(株)◇◇は、〇〇さんが役員となっている会社であります。

(株)◇◇は、△△に本社を置き、個人・民間企業から公共団体まで幅広く仕事を受注する優良な企業であります。

受注に伴い、5ヶ所ある資材置場が手狭となり、新たな資材置場を探していましたが、見つからないため、一番狭く危険な第3資材置場を拡張することとなりました。

土地の選定理由と利用計画ですが、申請地は、東側は既設資材置場となっており、北側は排水路、西側は用水路を隔てて道路、南側も道路となっており、既存資材置場の拡張となるため、既存敷地の2分の1以内の◇◇㎡としました。

西側市道に4mの出入口を設けます。40cmほどの埋め立てをし、残地は近隣畜産農家の牧草地とするため30cm程度の土盛りをします。被害防除対策ですが、周辺農地への土砂等の流出及び崩壊はありません。排水はなく、建物の設置も無いため日照・通風への影響はありません。

(資金計画は記載省略)

他法令の状況ですが、特に問題ないと思われまます。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案2-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、市役所の周辺1Km以内、宅地化率40%以上の区域内でありますので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一委員

案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用の必要性ですが、◇◇が、建売住宅を提供し、人口減少の抑制に寄与したいとのことであります。

土地の選定理由に関しましては、周辺には小学校・中学校があり、スーパーも出来ておりまして住宅地として立地に恵まれております。

土地利用計画としては、〇〇区画の建売住宅、駐車場は2台、進入路としては市道から2ヶ所入れるようになっております。造成計画は、盛土・切土、周囲をL型擁壁、そして土留し区画ます。ゴミ集積所は南東部に設置します。給排水に関しましては、上水は、市営水道。下水は、公共下水道に接続します。雨水排水に関しましては、区域内道路側溝等にて集水し新設する雨水浸透槽にて地下浸透させます

周辺農地に関しましては、東側は道路を挟んで田んぼが少しあり住宅地となります。南側も水路を挟んで道路そして田んぼとなっております。西側は住宅地で一部水路、北側は住宅地となっております。田んぼは南側なので日照には問題ないかと思われます。水路・道路で離れておりますので特に問題ないかと思われます。

(資金計画は記載省略)

23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案2－3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号番号3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約2.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、かつ、「住宅で集落に接続して設置されるもの」であるので代替性の確認は不要でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一委員

案内図2－3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用行為の必要性は、株式会社〇〇は、さくら市◇◇で不動産の売買、賃貸、仲介及び管理その他に中古車の売買等の業務をしております。この度、新たに建売分譲地を模索しておりました。申請地周辺は住宅地に囲まれており、日照通風も良く、幅員4m以上の公衆用道路に接しており公共上水道施設があり、平坦な土地であり、防犯のうえでも最適な土地で、農地法等において許可見込がある土地である為、当申請地が最適の土地であると判断し事業計画に到りました。なお、2回に分け農地法第5条許可を申請をします。

土地の選定理由は、周辺は静観な住宅地に囲まれており、平坦な土地であり、日照通風も良く、幅員4m以上の公衆用道路に接しており公共上水道施設があり、防犯のうえでも最適な土地で、近隣に食品等生活必需品の店舗、小学校があり住環境に優れており、農地法等において許可見込がある土地である為、当申請地が建売分譲地として最適の土地であると判断し事業計画に到りました。

土地利用計画は、建売分譲。土地の造成面積***㎡、1区画平均***㎡それを○区画設置します。地下浸透槽を設置します。敷地境界沿いにCBブロックを設置します。進入路は、市道U****号線、市道U****号線に接しております。取水・排水は、市公共水道をより取水、市公共下水道へ排水、雨水は地下浸透槽を設置します。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策ですが、農地ですが敷地境界沿いにCBブロックを設置し、周辺に土砂・雨水等が流出することのない様にします。西側道路に、農業用用水・排水施設がありますが、各区画にCBブロック、地下浸透層を設置しそこに流すので、周辺に

土砂・雨水等が流出することのない様にします。

他法令の状況ですが、問題ないと思われます。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案2-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号 番号4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○7番 高木 るみ子委員

案内図2-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

山林を伐採するにあたり、◇◇(株)が休耕している〇〇さんの農地を一時転用して木材を置き、そこから積み出しするものです。建築も造成もありません。転用の期間も9月から例年の3月までの期間限定となっております。

19日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案2-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号 番号5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○3番 小菅 和彦委員

案内図2-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲受人の(有)◇◇が、譲渡人の〇〇さんより売買によって農地を取得し宅地分譲を行う案件でございます。

譲受人の(有)◇◇は、△△に本店を置き、宅地分譲を行っております。土地区画整理により社会資本の整備が進んだ優良宅地で、ゆとりのある宅地を提供したいと考え、本件申請を行ったものであります。

本申請地は、国道・県道へのアクセスが良く、近隣には保育園・小学校および大型商業施設等があることから、通勤・通学・生活等に大変便利であることから、一般住宅用地

として最適地であると考え選定致しました。

土地利用計画。目的は、一般住宅用宅地分譲。1区画**m²。給水と排水は、公共上下水道です。雨水は、敷地内自然浸透です。

(資金計画は記載省略)

周辺の農地への被害防除対策ですが、東側西側は宅地、南側は道路、北側は畑ですが、区画整理事業地内なので特に問題は無いと思われます。東・西側は宅地で、それぞれ隣地のコンクリート擁壁・ブロック積フェンスがあります。また、南側は道路。北側には土留めの境界ブロックを設置します。申請地の周囲にフェンス等を設置するかどうかは、分譲地の取得者に ゆだねることから分譲段階での工事は行いませんが、この転用による土砂の流出等、周囲の農地への被害は無いと考えられます。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号5番については、原案どおり承認されました。

《議案2－6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号6番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号 番号6番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5 番 田崎 次男委員

案内図 2－6 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本申請は、(株)◇◇が、売買により太陽光発電施設用地として転用する案件でございます。

申請者は、△△県▽▽に本社を置く太陽光発電設備を主な事業とする法人であります。

転用行為の必要性和土地の選定理由であります。申請地は陽あたりが良く、面積、周辺環境において好条件であり、土地所有者から購入できることとなったことから本申請に至っております。

土地利用計画につきましては、太陽光パネル△△枚を設置し、年間発電量□□キロを確保するものであります。雨水については敷地内浸透。取水・排水はありません。

(資金計画は記載省略)

周辺の農地への被害防除対策につきましては、東側・西側が田んぼ、北側が雑種地、南側が店舗です。周辺に農地に影響は有りません。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号6番については、原案どおり承認されました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案3》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が

意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第5号 公告予定年月日は令和7年9月30日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画（公社）5件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号については、原案どおり承認されました。

議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

《議案4-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第4号 番号1の1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

（議案第4号 番号1の1番について、朗読して説明。）

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域 第1種住居地域でありますので第3種農地と判断しますので、農地法上の転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図ご覧ください。（申請の場所を説明。）

17日に地元推進委員と現地を確認し、周りも住宅地なので何の問題ないと考えております。ただ、立派なハウスが建っており壊すのはもったいないなとは感じました。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。

《議案4-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第4号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がり約5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○19番 軽部 喜一 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

現況は保全管理の状態となっております。このとなりの水田には既に太陽光が設置され発電がはじまっております。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案4-1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号1の3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第4号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○12番 石塚 良男 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

工場・住宅地に囲まれ農地で耕作に適さず利用が難しい状況が続いていましたが、今回〇〇の整備計画が浮上し本申請に至りました。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類確認のうえ現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案4-1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第4号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○12番 石塚 良男 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請人のご両親の敷地内にあり、ご両親は数年前に他界され現在は空き家となっております。そのため、樹木や草が生い茂り倉庫も見えない状態です。近隣からも防犯上の懸念が指摘されていきました。今回、この敷地に〇〇の計画が持ちあがり申請に至りました。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類確認のうえ現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1の4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案4-1-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号1の5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第4号 番号1の5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

住宅地に囲まれ農地で、数年間、管理されているだけで何も作られていない農地でありますので、周辺の農地への影響は無いと思われます。

23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1の5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1の5番については、原案どおり承認されました。

《議案4—2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

地域計画策定後、農地中間管理機構を介した農地の貸借の権利設定等を、地域計画に反映させるものであります。

「2農業を担う者の変更について」をご覧ください。農業を担う者変更明細に記載がございます。全部で2件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号2番については、原案どおり承認されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号2番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後2時38分）